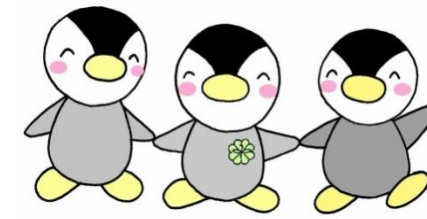


ご存じですか?地域で身近な相談相手  
**「民生委員・児童委員」「友愛訪問ボランティア」**



「民生委員・児童委員、主任児童委員」は、「民生委員法」と「児童福祉法」に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員です。給与の支給はなく(無報酬)ボランティアとして活動しています(任期は3年、再任可)。民生委員・児童委員はそれぞれの地域でさまざまな活動を行っています。

**【民生委員・児童委員の活動例】**

①65歳以上のひとり暮らしの方、75歳以上の高齢者世帯のみの世帯などを訪問し、お元気確認や閉じこもり防止のサポートをします。



②高齢者の実情把握・相談・訪問・支援。



③福祉に関する情報提供や関係機関への連絡。



**【友愛訪問ボランティアの活動例】**

①お元気確認や話し相手、相談などを行います。

②見守り訪問だけではなく外からそっと見守りをする事もあります。

③民生委員・児童委員と連絡を取りながら情報交換を行います。



◆自らも地域住民の一員として、担当の区域において高齢者や障がいのある方の安否確認や子どもたちへの声かけなどを行っています。相談内容に応じて必要な支援が受けられるよう地域の専門機関とのつなぎ役になります。

☆民生委員・児童委員には法に基づく  
守秘義務があり、相談内容の秘密は守ります。

